

第 6 章 生活に困っている人のために

1. 生活困窮者自立支援制度

この制度は、失業手当や傷病手当などの第1のセーフティネット(社会保険制度)と、最後のセーフティネットと呼ばれる生活保護制度の間の「第2のセーフティネット」として創設された制度であり、生活に困窮している世帯の相談に応じ、必要な支援を行うことで自立につなげていきます。

① 自立相談支援事業

高岡自立支援総合相談窓口を設置し、働きたくても働けない、住む所がないなどの生活全般にわたる困りごとについて相談支援を行っています。専門の支援員が相談者に寄り添いながら、様々な困難に関して共に考え、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

② 住居確保給付金

離職、廃業、休業等に伴う収入減少により、住居を失った方、または失うおそれの高い方について、就労に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就労に向けた支援を行います。(令和2年4月より新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響による休業で収入減となった方も対象。令和5年3月末で特例措置終了。)

○支給対象者：離職・廃業後2年以内、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある世帯の生計を立てていた者

○支給期間：3か月（一定の条件により3か月の延長、再延長が可能）

○支給方法：住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込む

年度	自立相談支援事業	住居確保給付金	
	相談件数	支給件数（延）	支給額
R 2年度	478件	667件	20,999,894円
R 3年度	767件	470件	14,568,400円
R 4年度	786件	149件	4,272,100円
R 5年度	779件	45件	1,344,100円
R 6年度	419件	35件	1,170,800円

③ 就労準備支援事業

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない方に対し、一般就労に向けた準備として、適正な生活習慣の形成や社会的能力の形成を促すための支援、一般就労に向けた技法や知識の習得を促すための就労体験の機会の提供など、必要な支援を行います。

年度	支援者数	支援回数（延）			
		自立に関する支援	就職活動・職場定着支援	その他相談	合計
R 4年度	9人	137回	363回	76回	576回
R 5年度	8人	63回	282回	4回	349回
R 6年度	4人	70回	85回	15回	170回

④ 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に問題を抱えている世帯に対し、家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援プランの作成、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

年度	支援者数	支援回数（延）			
		家計管理	滞納解消・給付制度活用支援	その他相談	合計
R 4年度	7人	395回	68回	153回	616回
R 5年度	15人	619回	74回	165回	858回
R 6年度	16人	838回	82回	164回	1,084回

⑤ 一時生活支援事業

一定の住居を持たない方に対し、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。また、退所後の安定した生活を営めるよう、就労に向けた支援などを行います。

年度	利用者数（利用世帯数）	利用日数
R 4年度	5人（5世帯）	76日
R 5年度	11人（11世帯）	987日
R 6年度	12人（11世帯）	370日

⑥ 子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖を防止するため、学習の習慣づけなど子どもへの学習支援を行うとともに、保護者を含めた生活習慣や育成環境の改善に必要な助言や情報提供など、子どもと保護者の双方に支援を行います。

年度	利用児童・生徒数（利用世帯数）	実施回数
R 4年度	14人（9世帯） ＜内訳＞ 小学生：9人、中学生：5人	44回
R 5年度	15人（11世帯） ＜内訳＞ 小学生：11人、中学生：4人	47回
R 6年度	19人（10世帯） ＜内訳＞ 小学生：13人、中学生：6人	47回

※毎週火曜日に学習教室を実施

2. 生活保護制度

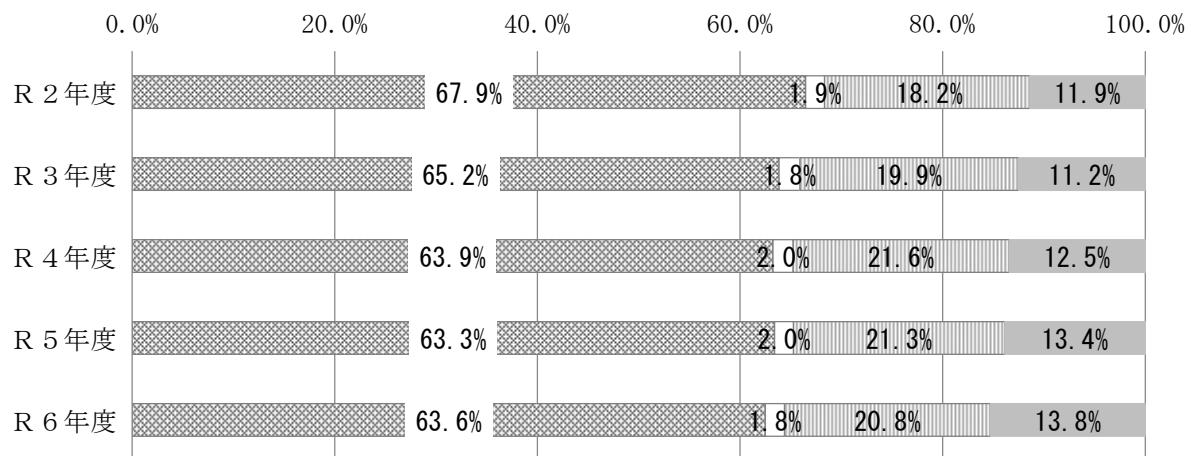
生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困っているすべての国民に対し、その程度に応じて必要な保護を行うとともに、一日もはやく自立できるように手助けをする制度です。

保護を受けるときは、その前提条件として資産、能力その他あらゆるもの的生活の維持のために活用し、さらに私的扶養、他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮する場合にはじめて保護が行われます。

3. 保護の動向

年度別 (年度平均: 毎月末の総数の平均値)	管内人口 (A)		被保護世帯数 (停止世帯を含む。)		被保護人員 (B)		保護率 $B/A \times 1,000$	世帯類型別被保護世帯数 ()内は構成比	
	実数	対前 年度 比	実数	対前 年度 比	実数	対前 年度 比		高 齢 者 世 帯	母 子 世 帯
R2年度	165,487	—	609	—	687	—	4.15	(65.2%) 397	(1.8%) 11
R3年度	164,921	98.5	594	99.7	675	98.6	4.09	(63.9%) 373	(2.0%) 12
R4年度	163,352	99.0	600	101.0	689	102.1	4.22	(63.3%) 377	(2.0%) 12
R5年度	161,623	98.9	593	98.8	673	97.7	4.16	(63.6%) 371	(1.8%) 11
R6年度	160,064	99.0	583	98.3	666	99.0	4.16	(62.5%) 360	(1.9%) 11

世帯類型別構成比の推移（毎年度平均）

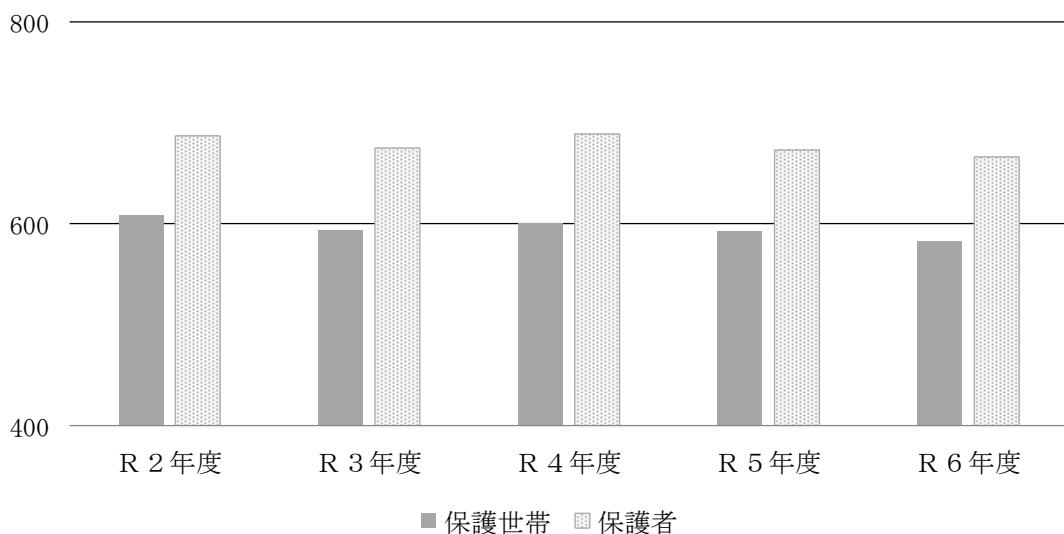


■ 高齢者世帯 □ 母子世帯 ▨ 傷病・障害者世帯 ■ その他世帯

- 高齢者世帯 … 65歳以上の者のみで構成されている世帯。また、これらの者に18歳未満の者が加わった世帯。
- 母子世帯 … 現に配偶者がいない(死別・離別・生死不明及び未婚等による。)18歳から65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯。
- 傷病・
障害者世帯 … 世帯主が入院しているか、在宅患者加算または障害者加算を認定されている世帯、もしくは世帯主が傷病・精神障害・知的障害等の心身上の理由で働けない世帯。
- その他世帯 … 上記のいずれにも該当しない世帯。

世帯類型別被保護世帯数 ()内は構成比		稼働類型別世帯数				医療扶助人員 ()は精神障害者				保護開始・廃止等の 状況(延べ数)		
傷 病 ・ 障 害 者 世 帯	そ の 他 世 帯	稼 働 世 帯	前 年 度 比	非 稼 働 世 帯	前 年 度 比	入 院		入院外		※ 申 請 件 数	※ 開 始 件 数	※ 廃 止 件 数
						実 数	前 年 度 比	実 数	前 年 度 比			
(19.9%) 121	(11.2%) 68	54	-	542	-	(26) 53	-	454	102.6	92	83	87
(21.6%) 126	(12.5%) 73	54	96.4	542	100.0	(23) 54	96.4	457	97.4	104	81	80
(21.3%) 127	(13.4%) 80	53	98.1	531	98.0	(23) 48	88.9	464	101.5	110	95	90
(20.8%) 122	(13.8%) 81	55	103.8	541	101.9	(25) 45	93.8	471	101.5	101	92	114
(20.3%) 117	(15.3%) 88	57	103.6	513	94.8	(31) 52	115.6	494	104.9	125	112	82

生活保護世帯数・人員の推移 (毎年度平均)



4. 最低生活保障水準

令和6年度の最低生活水準の

世帯類型			標準3人世帯		稼働年齢単身世帯	
項目						
生 活 扶 助	1 類	衣食費等(年齢別に11 階層に区分されてい る)	主・男33歳 稼動	43,640	主・男35歳 無職	43,640
			妻・女29歳 非稼動	43,640		
			子・4歳	41,460		
	2 類	水道光熱費(世帯を構 成する人数別に区分)	3人	44,730	1人	27,790
	冬 季 加 算	自11月～至4月 暖房 費(2類の上積方式・県 毎に相違Ⅲ区)	(3人)	(12,030)	(1人)	(7,460)
	遁 減 率		3人	0.7500	1人	1.0000
	特 例 加 算	世帯員1人に対し、 1,000円加算	3人	3,000	1人	1,000
教 育 扶 助 (C)	小 計 (A)	1類合算額×遁減率+2類+特例加算		144,290 (156,320)		72,430 (79,890)
	各 種 加 算 (B)	障害者等(ハンディ キャップにより異なる)				
	基 準 額	学用品費、その他の教 育費				
	学校給食費	小学校・中学校				
	教 材 代	学校長又は教育委員 会の指定した副読本等				
I 合計()は冬季加算を含む (A+B+C)				144,290 (156,320)		72,430 (79,890)

II 住 宅 扶 助	世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
	基準額	29,000	35,000	38,000		41,000	46,000	
	特別基準額	38,000	41,000	44,000	46,000	49,000	52,000	
(平成29年4月1日基準)	1人世帯の面積要件							
	15m ² 以上	29,000						
	11m ² ～15m ²	26,000						
	7m ² ～10m ²	23,000						
	6m ² 以下	20,000						

III 医 療 扶 助	自己の負担に帰すべき額
IV 介 護 扶 助	介護施設入所者基本生活費 9,880円以内

具体的事例(月額)2級地一1

(単位:円)

母子3人世帯		老人2人世帯		老人単身世帯	
主・女35歳 非稼動	43,460	主・男75歳 無職	37,100	主・75歳 無職	37,100
長男・14歳 中学2年生	45,820		妻・女67歳 無職		
長女・8歳 小学2年生	43,200				
3人	44,730	2人	38,060	1人	27,790
(3人)	(12,030)	(2人)	(10,590)	(1人)	(7,460)
3人	0.75	2人	0.87	1人	1.0000
3人	3,000	2人	2,000	1人	1,000
	154,730 (166,760)		109,930 (120,520)		65,890 (73,350)
母子加算2児	21,800				
中学生	5,100				
小学生	2,600				
中学生	6,800				
小学生	5,800				
実費支給					
実費(ただし、年額で中学生59,800円以内・小学生16,000円以内を上限とする)					
(教材代と学習支援費を含まない)	196,830 (208,860)		109,930 (120,520)		65,890 (73,350)

・保護の要否判定

原 則 $(I + II + III) > \text{前3ヶ月の平均総収入} \rightarrow \text{要}$

例外1 常用勤労者(賞与・手当等)

 $(I + II + III) > \text{保護の申請月以降1年間の平均総収入(推定)} \rightarrow \text{要}$

例外2 短期医療(医療予定4ヶ月未満の申請)

 $(I + II) \times (\text{医療予定期間} + 2\text{ヶ月}) + III \times (\text{医療予定期間分}) >$ $\text{総収入額} \times (\text{医療予定期間} + 2\text{ヶ月}) \rightarrow \text{要}$

5. 法外援護

この制度は、一時的に生活に困っている市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な援護を行い、もってその自立を助長することを目的として設けられたものです。

区分		内容
低所得世帯	生活費援護	30,000円以内
	住宅費援護	100,000円以内
	教育費援護	10,000円以内
	医療費援護	100,000円以内
旅費欠乏者援助（行旅病人）		旅券